

野々市市児童福祉施設整備補助金交付要綱

- 制 定 昭和 52 年野々市町告示第 12 号
一部改正 平成 17 年野々市町告示第 14 号
 (平成 17 年 2 月 4 日)
一部改正 平成 21 年野々市町告示第 10 号
 (平成 21 年 2 月 19 日)
一部改正 平成 21 年野々市町告示第 149 号
 (平成 21 年 10 月 29 日)
一部改正 平成 22 年野々市町告示第 85 号
 (平成 22 年 5 月 21 日)
一部改正 平成 28 年野々市市告示第 21 号
 (平成 28 年 2 月 26 日)
一部改正 平成 29 年野々市市告示第 85 号
 (平成 29 年 5 月 31 日)

(趣旨)

第 1 条 市長は、社会福祉法人（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人をいい、同法第 31 条第 1 項に規定する認可の申請中のものを含む。以下同じ。）が行う児童福祉施設整備補助金事業に要する経費に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付し、その交付に関しては、野々市市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 52 年野々市町条例第 4 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「保育所」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 7 条に規定する保育所で社会福祉法人が設置するものをいう。

2 この要綱において、「幼保連携型認定こども園」とは、法第 7 条に規定する幼保連携型認定こども園で社会福祉法人が設置するものをいう。

3 この要綱において、「児童館」とは、法第 7 条に規定する児童厚生施設で社会福祉法人が設置する児童館をいう。

4 この要綱において、「放課後児童クラブ」とは、法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行うための児童厚生施設等で社会福祉法人が設置するものをいう。

(受給資格)

第 3 条 補助金の交付を受けようとするものは、次に掲げる要件を具備したも

のとする。

- (1) 新設、増改築又は大規模修繕（以下「新設等」という。）をしようとする保育所、幼保連携型認定こども園、児童館及び放課後児童クラブが児童福祉法最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）に定める設備基準又はそれと同等以上であること。
- (2) 新設等をしようとする保育所、幼保連携型認定こども園、児童館及び放課後児童クラブの設置主体が社会福祉法第 31 条に基づく認可を受けたもの、又は受けることが確実であると認められるものであること。
- (3) 新設等以外の工事にあつては、市長が特に必要と認めたもの。

（補助金の額）

第 4 条 新設等に対する補助金の交付額は、次のとおりとする。

- (1) 保育所及び幼保連携型認定こども園 石川県保育環境整備事業費補助金交付要綱に定める交付額とする。
 - (2) 児童館 次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について（平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号）別紙 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱に定める交付額とする。
 - (3) 放課後児童クラブ 子ども・子育て支援整備交付金の交付について（平成 27 年 7 月 13 日府子本第 202 号）別紙 子ども・子育て支援整備交付金交付要綱に定める交付額とする。
- 2 償還金利子に対する補助については、保育所及び幼保連携型認定こども園の新設等のための借入金のうち償還年度が 10 年以上のもので、独立行政法人福祉医療機構、石川県社会福祉協議会、銀行その他金融機関から借り入れたものに対し、償還金利子の年度合計額に 2 分の 1 を乗じ 25 万円を超えない範囲で交付する。
 - 3 埋蔵文化財の発掘調査（調査報告書の作成を含む。）に対する補助については、新たに保育所、幼保連携型認定こども園、児童館又は放課後児童クラブを建設する敷地について、埋蔵文化財の発掘調査が必要となる場合に、その発掘調査費用を交付するものとし、交付額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
 - 4 小規模修繕に対する補助については、緊急に修繕を必要とする保育所及び幼保連携型認定こども園の施設修繕で、1 件あたりの経費が「50 万円を超え、200 万円以下」の場合に、修繕に要する経費の 2 分の 1 以内を補助する。
 - 5 中規模修繕に対する補助については、石川県保育所等施設改修事業費補助金交付要綱に定める補助基準額に 3 分の 2 を乗じて得た額を補助する。
 - 6 前 2 項の補助は、一施設あたり、1 年度につき、いずれか 1 回とし、補助金に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

（交付申請）

第5条 交付申請は、野々市市児童福祉施設整備補助金交付申請書（別記様式第1号）によるものとし、別に指定する期日までに、正本1通を提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、補助金の申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該年度に係る補助金の交付が法令、予算等で定めるところに違反しないかどうかなどを調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があると認めるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（決定通知）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 実績報告は、野々市市児童福祉施設整備補助金実績報告書（別記様式第3号）によるものとし、事業完了の日から1月以内又は当該補助金の交付決定にかかる年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに正本1通を提出しなければならない。

（補助事業の遂行）

第9条 補助事業は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかななければならない。

（補助事業の遂行に関する指示）

第10条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の指定に基づく状況の調査及び補助事業者が提出する報告並びに同法第199条第6項の規定に基づく監査委員の監査の結果報告等により、その者の補助事業が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業遂行すべきことを指示することができる。

（補助金の交付）

第11条 補助金の支払いは、第8条の実績報告の提出後、市長が調査、審査等を行い、申請者の請求により支払いするものとする。ただし、市長が第7条の規定により補助金の交付決定通知をした後に、請求により概算払いをすることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和 52 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の野々市町保育所整備補助金交付要綱の規程は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 29 日から施行し、この要綱による改正後の野々市町児童福祉施設整備補助金交付要綱の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 21 日から施行し、この要綱による改正後の野々市町児童福祉施設整備補助金交付要綱の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 26 日から施行し、この要綱による改正後の野々市町児童福祉施設整備補助金交付要綱の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 31 日から施行し、この要綱による改正後の野々市町児童福祉施設整備補助金交付要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

野々市市長 宛

（設置経営主体）

住 所

名 称

代表者名

年度野々市市児童福祉施設整備補助金交付申請書

年度において、下記のとおり標記事業を実施したいので補助金を交付されたく、野々市市補助金交付事務取扱規則及び野々市市児童福祉施設整備補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額
- 2 事業計画書
- 3 添付書類
- 4 当該年度歳入歳出予算書（見込書）抄本（本部会計）

別記様式第2号（第7条関係）

住 所
名 称
代表者名

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった野々市市児童福祉施設整備補助事業の補助金については、下記条件を付して金 円交付することに決定したので通知する。

年 月 日

野々市市長

記

- 1 この補助金の交付対象となる補助金の内容は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金の額は、補助事業が完了した後に確定する。
- 3 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 4 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- 5 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- 6 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して指示を受けること。
- 7 補助事業が完了したときは、速やかに補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、市長に報告すること。
- 8 以上のほか、野々市市補助金交付事務取扱規則の定めに従うこと。

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

野々市市長 宛

（設置経営主体）

住 所

名 称

代表者名

年度野々市市児童福祉施設整備補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知があった
標記事業を下記のとおり実施したので、野々市市補助金交付事務取扱規則及び
野々市市児童福祉施設整備補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報
告します。

記

- 1 事業報告書
- 2 本部会計収支計算書及び貸借対照表（見込）抄本